

令和2年度輸送の安全に関する公表（情報公開）

宗谷バス株式会社は、令和2年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり輸送の安全に関する公表を行っております。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針「安全方針」

事故防止5原則を遵守し、安全輸送を最優先として事業運営に努めます。

事故防止5原則

- (1) 安全なスピード運転の励行
- (2) 脇見・雑談運転はよそう
- (3) 追い越しは慎重に
- (4) 路肩には乗入れない
- (5) 見込み「だろう」運転はやめよう

宗谷バス株式会社は、経営理念に基づき、輸送の安全確保が旅客自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次のとおり安全方針を定め、周知する。

- 1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に関係法令等の遵守と安全最優先の意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
- 2) 運輸安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- 3) 輸送の安全に関する情報の共有を徹底するとともに、積極的に公表します。
- 4) 全社員への当事者意識の徹底を図り、PDCAサイクルを活用し、輸送の安全確保に努めます。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(総件数及び類型別の事故件数)

稚内営業所（札幌含む）

	重大事故		有責事故		無責事故	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和元年度	0件	0件	6件	13件	0件	4件
令和2年度	0件	-	6件	-	0件	-

利尻営業所

	重大事故		有責事故		無責事故	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和元年度	0件	0件	0件	1件	0件	0件
令和2年度	0件	-	0件	-	0件	-

礼文営業所

	重大事故		有責事故		無責事故	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和元年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件
令和2年度	0件	-	0件	-	0件	-

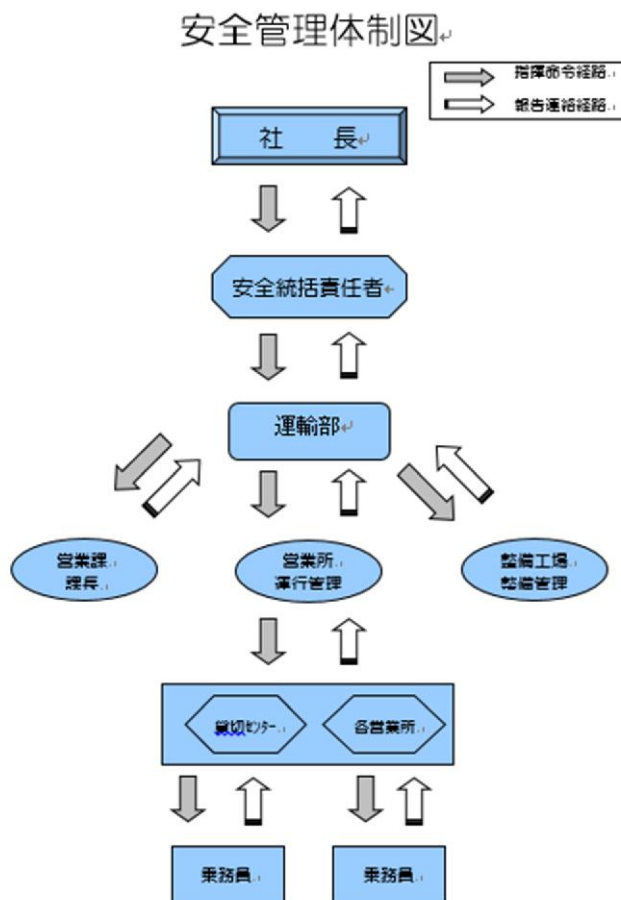
枝幸営業所

	重大事故		有責事故		無責事故	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和元年度	0件	0件	0件	2件	0件	0件
令和2年度	0件	-	0件	-	0件	-

全営業所

	重大事故		有責事故		無責事故	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和元年度	0件	0件	6件	16件	0件	4件
令和2年度	0件	-	6件	-	0件	-

7. 事故・災害等に関する報告連絡体制



5. 輸送の安全に関する重点施策

安全方針に基づき、次の項目を踏まえた取り組みを重点施策とする。

- 1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、輸送の安全を確保する上で必要な次に掲げる事項に関し、関係法令及び安全を管理する規定に定められた事項を遵守すること。
 - (1) 輸送に従事する社員の確保
 - (2) 輸送施設の確保及び作業環境の整備
 - (3) 安全な輸送サービスの実施及びその監視
 - (4) 事故等への対応
 - (5) 事故等の再発防止措置及び予防措置
- 2) 輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効率的に行う。
- 3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずる。
- 4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、情報を共有する。
- 5) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを適確に実施する。

具体的な取り組み事項

- ※ 防衛運転の徹底（停車する勇氣）
- ※ 事故防止にむけての小グループ教育の実施
- ※ 回復運転の禁止（遅れる勇氣）
- ※ ヒヤリハットボードの活用
- ※ 点呼時の声掛け実施（年間教育指導計画の活用）
- ※ カウセリングの徹底

6. 輸送の安全に関する計画

(1) 乗務員研修

乗務員研修の年間計画を作成し、初任乗務員研修、適齡乗務員研修、現任乗務員研修を行い、輸送の安全確保に向けた意識の向上を図ります。

(2) 乗務員教育

乗務員教育の年間計画を作成し、初任、適齡、現任乗務員に対する関係法令の順守、ヒヤリハット等の小集団教育を実施して輸送の安全確保に向けた意識の向上を図ります。

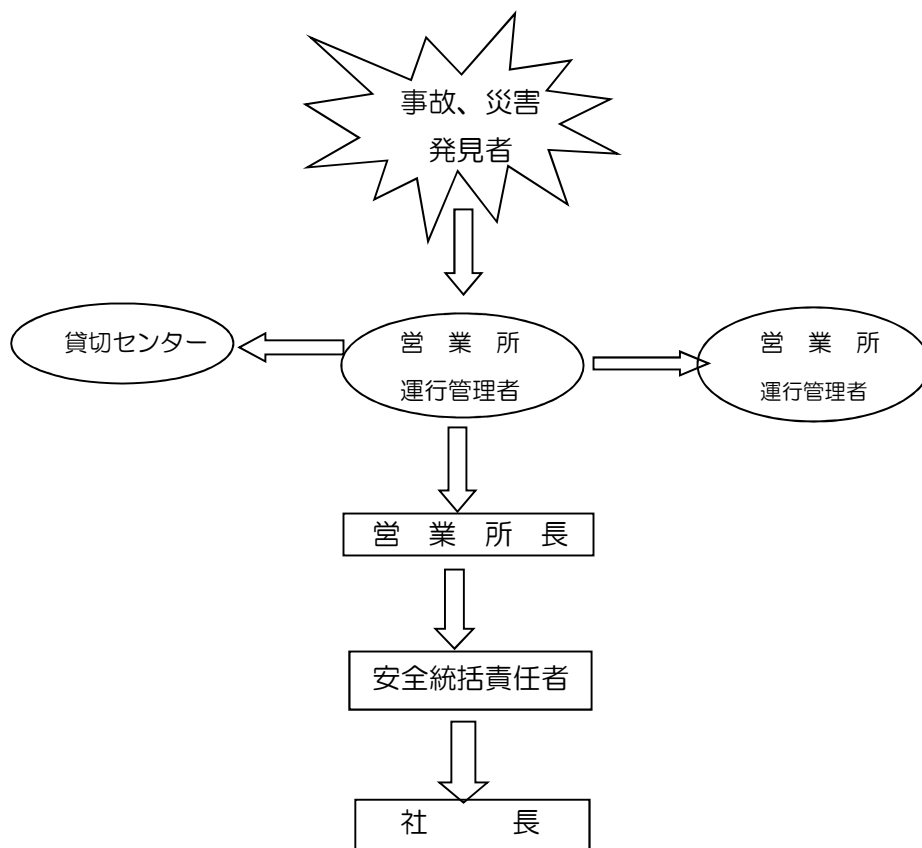
(3) 交通安全運動等期間中は、事故防止運動を実施します。

- 春の全国交通安全運動
- 夏の事故防止運動
- 秋の全国交通安全運動
- 年末年始の自動車輸送安全総点検

(4) 輸送の安全に関する内部監査を年間に1回以上実施し、是正・予防措置を講ずるとともに、継続的改善に努めていきます。

7. 事故・災害等に関する報告連絡体制

事故・災害に対する報告連絡体制図



8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) 輸送の安全に関する教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月1回開催
- (2) 乗務員教育、研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・半期ごとに1回開催
- (3) 関係法令、社内規定の順守教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・半期ごとに1回開催
- (4) 事故惹起者に対する教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・事故発生直後

9. 行政処分内容、講じた措置等

なし